

## 北本市国民健康保険税条例の一部改正について（未就学児均等割軽減等）

## 1 改正の趣旨

地方税法の一部改正を踏まえ、子ども（未就学児）に係る被保険者均等割額を軽減するため条例の一部を改定し、その他規定の整備等を行うもの

## 2 主な概要

全世帯の未就学児に係る被保険者均等割額を5割軽減し、その減額相当分を公費で支援する仕組み

	均等割額医療分				均等割額後期支援分			
	7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減なし	7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減なし
低所得者世帯への軽減	20,930円	14,950円	5,980円	0円	7,140円	5,100円	2,040円	0円
未就学児均等割軽減	4,485円	7,475円	11,960円	14,950円	1,530円	2,550円	4,080円	5,100円
合計	25,415円	22,425円	17,940円	14,950円	8,670円	7,650円	6,120円	5,100円

※軽減額については、国1/2・県1/4・市1/4の負担割合となる

## 3 近隣自治体の改正状況

自治体	改正時期	改定内容
上尾市	12月議会	北本市と同様の改正
桶川市	3月議会で改正予定	北本市と同様の改正
鴻巣市	12月議会	北本市と同様の改正

## 4 施行期日

施行日 令和4年4月1日